

平成28年2月26日裁決

主文

後記「理由」欄の第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求に至る経緯

1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、平成〇年〇月〇日に死亡した母A(大正〇年〇月〇日生。以下「亡A」という。)の子として、亡Aについての国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)(以下「60年改正法」という。)附則第31条により、なお、その効力を有するとされた同法による改正前の国民年金法(以下「旧国年法」という。)による通算老齢年金(以下、単に「旧国年通算老齢年金」という。)及び同じく改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚年法」という。)による通算老齢年金(以下、単に「旧厚年通算老齢年金」という。)に係る未支給年金及び未支給保険給付(以下、併せて「本件未支給年金」という。)の支給を請求し、厚生労働大臣は、請求人に対し、平成〇年〇月までに、旧国年通算老齢年金の未支給年金として〇万〇円及び旧厚年通算老齢年金として〇万〇円の支給を行い(以下、これらの支給に関する決定を、併せて「先行処分」という。)、請求人はこれを受給した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「(故)A様の通算老齢年金について国民年金の通算老齢年金の受給要件を満たさないことが判明したため。」として、先行処分に係る旧国年通算老齢年金の未支給年金の決定を取り消す旨の処分、及び、「(故)A様の通算

老齢年金について厚生年金保険の通算老齢年金の受給要件を満たさないことが判明したため。」として、先行処分に係る旧厚年通算老齢年金の未支給保険給付の決定を取り消す旨の処分(以下、これらを併せて「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした。その不服の理由の要旨は、本裁決書添付の別紙に記載のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 旧国年法第29条の3によれば、「通算老齢年金は、保険料納付済期間、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間が1年以上である者が、次の各号のいずれかに該当するに至つた後に65歳に達したとき、又は65歳に達した後次に次の各号のいずれかに該当するに至つたときに、その者に支給する。」とされ、同条第1号には「通算対象期間を合算した期間が25年以上であること」と規定されており、旧厚年法第46条の3にも同様の規定が存する。

また、旧国年法第76条は、老齢年金の受給資格期間等についての特例を定めており、亡Aのように大正13年4月2日から大正14年4月1日までの間に生まれた者については、同法第29条の3の上記規定中、「25年」とあるのは、「19年」と読み替える旨規定しており、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和36年法律第182号)附則第7条は、旧厚年法第46条の3の規定について、同様に読み替える旨を規定している。

そして、昭和61年4月1日に廃止された通算年金通則法(昭和36年法律第181号。以下「通則法」という。)の第2条では、「この法律において、「通算老齢年金」又は「通算退職年金」とは、各公的年金制度が、当該制度の被保険者又は組合員であつた者で、当該制度において定める老齢年金又は退職年金の支給

要件を満たしていないが、各公的年金制度に係る通算対象期間を合算して一定の要件に該当するか、他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付を受けるに必要な資格期間に相当する期間以上であるか、又は他の制度における老齢・退職年金給付を受けることができるものに対して、老齢又は退職を支給事由として行なう年金たる給付をいう。」とされ、通則法第4条第1項は、「この法律及び公的年金各法において、「通算対象期間」とは、次の各号に掲げる期間（法令の規定により当該公的年金制度の被保険者又は組合員であつた期間とみなされる期間に係るもの及び法令の規定により当該各号に掲げる期間に算入される期間を含む。）で、当該公的年金制度において定める老齢又は退職を支給事由とする給付の支給要件たる期間の計算の基礎となるものをいう。」とし、第1号では「国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間」、第2号では「厚生年金保険の被保険者期間」と規定されている。そして、同条第2項では、「次の各号のいずれかに該当したため国民年金法第7条第2項の規定により国民年金の被保険者とされなかつた期間（・・・）がある者については、前項の規定にかかわらず、その被保険者とされなかつた期間もまた、通算対象期間とする。」とされ、第1号では「国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員（・・・）の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と規定されていて、配偶者が国民年金以外の公的年金制度の被保険者であつたために、国民年金の被保険者としなかつた期間についても通算対象期間とすることが定められている。

また、旧厚年法第7条は、「脱退手当金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間は、被保険者でなかつたものとみなす。」と規定している。

2 そして、本件記録によれば、第2記載の各事実のほか、亡Aに係る国民年金の被保険者資格は、昭和〇年〇月〇日取得、昭和〇年〇月〇日喪失、昭和〇年〇月〇日取得、昭和〇年〇月〇日喪失、昭和〇年〇月〇日取得、昭和〇年〇月〇日喪失、昭和〇年〇月〇日取得、昭和〇年〇月〇日喪失、昭和〇年〇月〇日取得、昭和〇年〇月〇日喪失とされており、このうち保険料納付済期間は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの〇月と、昭和〇年〇月から同年〇月までの〇月の合計〇月、保険料免除期間は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの〇月、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの〇月、同年〇月から昭和〇年〇月までの〇月、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの〇月の合計〇月で、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計は〇月であり、厚生年金保険の被保険者資格については、昭和〇年〇月〇日新規取得、昭和〇年〇月〇日喪失、昭和〇年〇月〇日再取得、昭和〇年〇月〇日喪失、昭和〇年〇月〇日再取得、昭和〇年〇月〇日喪失とされ、このうち昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの被保険者期間〇月については、昭和〇年〇月〇日に脱退手当金〇万〇円が支給されており、その余の厚生年金保険の被保険者期間は〇月であり、その他に、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの〇月については、厚生年金保険の被保険者であつたB（以下「B」という。）の配偶者であつたため、国民年金の被保険者とはされなかつた期間であり、通算対象期間であること、また、亡Aは、昭和〇年〇月〇日にBと婚姻しており、上記の昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの間は、配偶者のBも厚生年金保険の被保険者であつたことが、それぞれ認められる。

また、本件記録、審理期日における保険者代理人の陳述及び本件手続の全趣旨によれば、日本年金機構（以下「機構」という。）の〇〇年金事務所長から請求人あてに送付された「A様の年金決定についてお詫びとお知らせ」と題する書面

(平成〇年〇月〇日付)には、「A様の年金は、厚生年金〇月、国民年金〇月(納付〇月、免除〇月)、通算対象期間(カラ期間)〇月、合計〇月の期間により年金を決定いたしました。この内、脱退手当金受給済の昭和〇年〇月～昭和〇年〇月の〇月についても通算対象期間(カラ期間)とされています。年金裁定請求があった時点では脱退手当金の支給を受けている期間も他の事由に該当すれば通算対象期間(カラ期間)としてよいとされていました。しかし、年金裁定後、脱退手当金受給済期間は通算対象期間(カラ期間)とすることができないと改められました。A様は、厚生年金〇月、国民年金〇月(納付〇月・免除〇月)、通算対象期間(カラ期間)〇月、合計〇月の期間となり、大正〇年〇月生まれの受給要件〇月を満たしておりません。よって、A様の厚生年金保険の通算老齢年金及び国民年金の通算老齢年金は受給要件を満たしていないため取り消しとなり、お支払いした未支給年金を返納していただくこととなりました。」旨が記載されていること、さらに、保険者における従前の取扱いによれば、旧国年法第7条第2項第1号及び第7号に該当しているときは、第1号に該当していれば第7号に該当しないという規定がないため、当該期間は通則法第4条第2項第1号に該当し、通算対象期間となるとされていたものが、先行処分のなされた後になって、旧国年法第7条第2項第1号に該当するときは、被用者年金各法の被保険者であったために、もともと国民年金の被保険者とされなかったものであるから、通則法第4条第2項には該当せず、当該期間を通算対象期間とすることはできないと変更された経緯の存することが認められる。

- 3 以上によれば、本件は、請求人が本件の裁定請求をした際には、亡Aの昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの〇月については、旧国年法第7条第2項の第1号(被用者年金各法の被保険者)に該当

するとともに、同項第7号(被用者年金各法の被保険者の配偶者)にも該当するとして、通則法第4条第2項第1号の規定により、通算対象期間に含まれるとされ、これにより通算対象期間は〇月となり、19年の期間を満たすとして先行処分がなされたものであるところ、その後、この取扱いを保険者において変更し、旧国年法第7条第2項第1号に該当していた期間については、同項第7号に該当する事情が存したとしても、通則法第4条第2項に定める場合には該当しないとして、通算対象期間にはならないとされ、これにしたがって、原処分がなされるに至ったものということができる。

行政処分は、法律の定めるところに従ってなされるべきものであり、それが違法であれば、取り消されなければならない、それは本件における先行処分のような授益的な処分であっても同様であって、一般的には、保険者は法律による行政の原理に従い、法の規定に反する誤った処分を職権で是正し、法の規定に合った処分をする義務を負うものと解される。しかしながら、誤った処分がなされたことについて、被保険者の側に責に帰すべき事由がなく、一方、保険者の側には注意義務違反等の帰責事由があり、それにより形成された法的状態の安定性、当該処分の相手方の信頼保護等の法益と、違法状態を維持することの公益上の不利益とを比較考量して、前者が後者を大きく上回るような場合には、社会保険行政にも適用される信義則の法理から、保険者の職権による是正が例外的に制限される場合がないわけではない。

このような観点から考えるに、本件における先行処分は、そのなされた時点においては、当時の保険者の法令解釈と運用に従ったもので、しかもその法令解釈については、前述したところからすれば、必ずしもその余地が全くないわけではないと考えられていたところであって、その当時においては違法とまではいえないものであったということができる。しか

るに、これが、その後の保険者による法令解釈の変更によって、否定されることとなったものであり、それは請求人である被保険者の側の事情に全く関わりなく、もとより被保険者側には何らの落ち度も認められないにもかかわらず、保険者側の法令解釈の変更という一方的な事情によって、先行処分を取り消すという原処分がなされるに至ったもので、先行処分に対する請求人の信頼や、それに基づく法的状態に係る法的安定性を著しく損なうものであることは明らかであり、このような事情のもとに先行処分を取り消した原処分は、行政実務の分野においても適用されると解される信義則の法理に照らして、是認することはできないといわざるを得ない。また、本件手続の全趣旨によれば、保険者は、先行処分を行うに至った従前の法令解釈やこれに基づく運用を、明確に違法あるいは誤りであったとまでは言明していないのであるが、仮に、先行処分が、その後において、誤った法令解釈に基づくものであったことを理由に違法と評価され得るとしても、それを看過して従前の法令解釈及びそれによる運用を維持し、先行処分を行ったのは、保険者の一方的な注意義務違反によるものというべきであり、そうであれば、上記のような事情及び信義則の法理に照らして、やはり、原処分を是認することはできない。

- 4 したがって、原処分は相当でないので、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。